

## 参考資料 1

平成 17 年度公共用水域水質モニタリングのあり方に関する検討会（第 1 回）

### 議事要旨

1. 日時 平成 17 年 4 月 26 日（火）10:00～12:00
2. 場所 経済産業省別館 821 号室
3. 出席者 （検討会委員）  
飯田委員 門上委員 高橋委員 中杉委員(座長) 松重委員 吉川委員代理  
（環境省）  
甲村水環境部長 谷企画課長 志々目地下水・地盤環境室長  
企画課課長補佐 明石、松田、大森 ほか

#### 4. 水環境部長挨拶

#### 5. 出席者紹介及び座長選任

検討会委員の御紹介をし、互選にて中杉委員が座長に選任された。

#### 6. 議事

##### （1）議題 1（検討会の趣旨について）

本検討会の開催趣旨及び検討内容について、事務局から資料 1 に基づいて説明がなされた。また、検討会の公開方針について説明がなされ、了承された。

##### （2）議題 2（公共用水域水質の常時監視の現状と課題について）

事務局から資料 2 及び資料 3 に基づいて公共用水域水質モニタリングに関する既存の通知類の体系及び都道府県の測定計画の概要について説明がなされた。

自治体の各委員から、それぞれの自治体の公共用水域常時監視の現状と課題について追加説明がなされた。主な内容は下記のとおり。

- ・環境基準を達成している補助地点については廃止するなど見直しを行っている。
- ・超過地点だけでなく、過去に検出されていない項目が検出された、これまでと違った値が測定されたケース等を見つけ出し、重点化を図っていくことを検討している。
- ・測定結果をタイムリーに公表していくことが課題である。

##### （3）議題 3（今後の公共用水域水質モニタリングの方向性について）

資料 4 に基づいて、事務局から今後の公共用水域モニタリングの方向性に関する論点について説明がなされた。その後、公共用水域常時監視の現状と課題、方向性等について議論が行われた。主な意見や質疑応答は以下のとおり。

#### 処理基準の改正について

- ・測定計画の基本的な考え方を文書で作成している7県の考え方を精査して、何か方向性が見えないか検討してみるとよい。
- ・効率化指針の内容を見直した上で処理基準に盛り込んでどうか。PRTR データを活用する、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は先に全窒素で押えるなど、追加すべき内容がある。今回処理基準に盛り込む内容と中長期的な課題とする内容とに振り分けながら今後検討を進める。

#### 測定地点設定の考え方について

- ・測定地点の設定にあたっては、硬直的に基準が決められてしまうのはどうか。
- ・国で決めた方が自治体がやりやすい面もある一方、実際に蓄積してきたデータを踏まえた自治体の裁量部分が必要。
- ・測定計画の中に、測定地点の設定の考え方を文章で盛り込むだけでは説明責任を果たしているとはいえない。わかりやすくビジュアル化するとよい。

#### 災害時・緊急時の対応について

- ・災害時のことをモニタリングの中に位置付ける必要があるか？災害対応の最中ではモニタリングは行いづらく、できるとすればやや収まった段階である。  
災害が起こった後に環境がどうなっているかある程度把握する必要があり、枠組みを作っておくと有用である。
- ・安全確認に対する地域住民のニーズは高い。何らかの指針のようなものがあれば有用である。

#### 精度管理について

- ・精度管理の規定は、環境モニタリングについてはダイオキシン類以外にはない。水質にも規定を作るべき。
- ・現状では各機関ごとに内部精度管理が行われているが、それを監査する体制がない。二重測定やブラインドサンプルを混ぜるなど、精度管理のやり方が示されているとよい。

#### 公表について

- ・速やかに公表するという面では水質はかなり遅れているように思う。
- ・自治体によっては健康項目はすぐ公表しているが、BOD等は時間がかかる。公表基準を設けている自治体もある。
- ・水質は基準を超過したか否かしか公表されないため傾向がわからない。今後工夫が必要。

#### ダイオキシン類について

- ・ダイオキシン類は関連項目の同時測定が原因究明のために必要。
- ・ダイオキシン類とその他の項目は、法体系が異なっているが、整合性の確保が重要。

#### その他

- ・水質のモニタリングにも生態系保全の視点が必要。
- ・測定地点の情報は緯度・経度情報を持っていた方が他の情報と突き合わせやすい。大気では PRTR との突き合わせを行い、それが異常データの発見につながっている。公共用水域でもGISシステムを構築中。

#### 7. 閉会

座長より、追加意見がある場合は事務局に5月10日までに送付するようアナウンスがあった。

今後のスケジュール等について、事務局より資料5に基づいて説明がなされた。次回検討会までに事務局において検討会の報告書案を作成すること、次回の検討会は、5月24日(火)13:00~15:00に開催されることが決まった。

以上